

○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

(昭和五十年八月一日)
(通商産業省告示第二百九十一号)

改正 昭和五一年 七月三〇日告示第三五〇号
同 五七年 九月二七日 同 第三七九号
同 六一年一二月 四日 同 第四五二号
同 六一年一二月一三日 同 第四七三号
平成 元年 八月二一日 同 第四一八号
同 三年 七月一九日 同 第二七〇号
同 四年 五月一五日 同 第二二八号
同 四年一二月 二日 同 第五〇〇号
同 五年一二月 一日 同 第五五五号
同 六年 三月一〇日 同 第一一六号
同 八年 三月二九日 同 第一三六号
同 八年 三月二九日 同 第一三七号
同 九年 三月二四日 同 第一三七号
同 九年一〇月二七日 同 第六〇九号
同 一〇年 三月三〇日 同 第一五四号
同 一一年 九月三〇日 同 第五四七号
同 一一年一〇月 六日 同 第五五七号
同 一一年一〇月 六日 同 第五五八号
同 一二年 三月三一日 同 第一七〇号
同 一二年 六月三〇日 同 第四二五号
同 一二年一二月二六日 同 第八八八号
同 一三年 三月二六日 同 第二〇三号
同 一三年一二月一九日 同 第六七二号
同 一四年一二月一三日 同 第四一四号
同 一六年 三月二九日 同 第一〇七号
同 一七年 三月三〇日 同 第八二号
同 一九年 三月二八日 同 第九一号
同 二三年 八月二六日 同 第一八五号
同 二四年一二月二六日 同 第二五八号
同 二五年 三月二九日 同 第七二号
同 二六年 三月一七日 同 第五〇号
同 二六年 九月一七日 同 第一八八号
同 二六年 九月一七日 同 第一八九号
同 二六年一二月二〇日 同 第二二六号
同 二七年 九月二九日 同 第二一一号
同 二八年 二月二六日 同 第三二二号
同 二八年 四月 一日 同 第一二〇号
同 二八年一二月 一日 同 第二六九号
同 三〇年 三月三〇日 同 第四七号
令和 二年 八月 六日 同 第一六九号

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）及び一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示を次のように定めたので、告示す

る。

なお、昭和四十二年五月通商産業省告示第二百二十九号（一般高圧ガス保安規則に基づき事業所の境界線に対し距離をとる必要のない設備等その他を定める件）及び昭和四十三年十二月通商産業省告示第七百八号（液化石油ガス保安規則等の規定に基づき防液堤の外から十メートル以内に設置することができる設備または施設を定める件）は、昭和五十年七月三十一日限り、廃止する。

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

第一条 削除

（可燃性ガスの貯蔵設備等から除外される設備）

第一条の二 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第二号の経済産業大臣が定める貯蔵設備及び処理設備は、ポンプ、圧縮機、凝縮器及び気化器（処理能力が五万二千五百立方メートル以下のものに限る。）並びに専ら可燃性ガスを当該製造事業所から送り出し、又は当該製造事業所へ受け入れるために用いられる処理設備とする。

（境界線に接続する施設）

第一条の三 コンビナート等保安規則第五条第一項第三号の表第二項の読み替えた字句の欄中の経済産業大臣が定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 海、湖沼、河川及び水路並びに工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第三項に規定する工業用水道
- 二 専ら貨物の輸送の用に供する鉄道
- 三 工業専用地域又は工業専用地域になることが確実な地域内の土地
- 四 製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び倉庫業に係る事業所の敷地のうち現にそれらの事業活動の用に供されているもの
- 五 第一号から前号までに掲げる施設と当該事業所とに接続する道路及び鉄道
- 六 前各号に掲げるもののほか、保安物件が設置されるおそれがない土地であつて経済産業大臣が保安上支障がないものとして特に認めたもの

第一条の四及び第一条の五 削除

（毒性ガスの製造施設から除外される設備等）

第一条の六 コンビナート等保安規則第五条第一項第四号イの経済産業大臣が定める設備及び施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ガス設備（次号及び第三号に掲げるものを除く。）及び容器置場以外の製造施設（ガスの除害設備並びにガス設備及び容器置場に係る建屋を除く。）
- 二 次のイからハまでに掲げる配管
 - イ 導管に直接接続する配管
 - ロ 境界線から二十メートル未満の距離以内にある部分の総延長が五十メートル未満である配管
 - ハ 専ら毒性ガスを当該製造事業所から送り出し、又は当該製造事業所へ受け入れるために用いられる処理設備に係る配管
- 三 専ら毒性ガスを当該製造事業所から送り出し、又は当該製造事

業所へ受け入れるために用いられる処理設備

四 前各号に掲げるもののほか、その外面から次のイ又はロに掲げる施設の外縁までに二十メートル以上の距離を有する設備及び施設並びに当該外縁から当該製造事業所側に二十メートル未満の距離以内にある部分の総延長が五十メートル未満である配管

イ 第一条の三第一号及び第二号に掲げる施設

ロ 当該特定製造事業所において毒性ガスの製造をする者が所有し、若しくは地上権、賃借権その他の土地の使用を目的とする権利を設定している土地

(毒性ガスの製造施設等の距離規制の対象とならない境界線)

第一条の七 コンビナート等保安規則第五条第一項第四号イ及び第八号の経済産業大臣が定める境界線は、特定製造事業所に係るものであり、かつ、次の各号に掲げる基準に適合し、保安管理が一体的に行われていると認められる二の事業所を区分するものとする。

一 当該二の事業所のうちいずれかの特定製造事業所の保安統括者が設備の停止その他の緊急措置をとるべきことを一元的に命ずることができることが、当該二の事業所間において明確に定められ、かつ、文書化されていること

二 巡視、点検及び防災活動その他の通常時における保安活動に関する事項が、当該二の事業所間において明確に定められ、かつ、文書化されていること

三 当該二の事業所間において保安活動を行う者が当該活動を行うため支障なく出入りすることができること

(毒性ガスのガス設備から除外される設備)

第一条の八 コンビナート等保安規則第五条第一項第四号ロの経済産業大臣が定めるガス設備は、配管とする。

(その他のガス貯蔵設備等から除外される設備)

第一条の九 コンビナート等保安規則第五条第一項第五号の経済産業大臣が定める貯蔵設備及び処理設備は、次の各号に掲げるものとする。

一 高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第三条表第一項上欄に掲げるガス(空気を除く。以下「不活性ガス」という。)のうち、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン及びラドンの貯蔵設備及び処理設備

二 不活性ガスのうち窒素、二酸化炭素及びフルオロカーボン(可燃性ガスを除く。)の貯蔵設備及び処理設備であつて、その貯蔵能力又は処理能力が五万二千五百キログラム又は五万二千五百立方メートル(保安用不活性ガスにあつては、二十一万キログラム又は二十一万立方メートル)未満であるもの

三 空気の貯蔵設備及び処理設備であつて、その貯蔵能力又は処理能力が五万二千五百キログラム又は五万二千五百立方メートル未満であるもの

四 専ら可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを当該製造事業所から送り出し、又は当該製造事業所へ受け入れるために用いられる処理設備

(隣接境界線までの距離規制の適用除外設備)

第一条の十 コンビナート等保安規則第五条第一項第八号の経済産業大臣が定める製造設備は、次の各号に掲げるものとする。

一 可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスの製造設備

二 燃焼熱量の数值が十四・ニギガジュール以上である貯蔵設備及び処理設備以外の可燃性ガスの製造設備

三 前二号に掲げるもののほか、専ら高圧ガスを当該製造事業所から送り出し、又は当該製造事業所へ受け入れるために用いられる処理設備(保安物件及び保安のための宿直施設までに液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第六条第一項第二号若しくは第三号、第七条若しくは第八条第一項第一号若しくは第二号又は一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第六条第一項第二号の規定の例による距離を有するものに限る。)

(隣接境界線までの距離規制の特例)

第一条の十一 コンビナート等保安規則第五条第一項第八号ただし書に規定する経済産業大臣が定める条件は、第一条の七各号に掲げる基準に適合し、当該特定製造事業所における高圧ガスに係る保安管理が当該特定製造事業所に隣接する製造事業所における高圧ガスに係る保安管理と一体的に行われていると認められることとする。

(保安区画の面積の計算方法)

第一条の十二 コンビナート等保安規則第五条第一項第九号の規定による保安区画の面積の計算方法は、次のとおりとする。

一 一の保安区画の面積は、一又は二以上の保安分区の面積の合計とする。

二 前号の保安分区は、幅員五メートル以上の通路又は当該製造事業所の境界線によつて囲まれ、かつ、コンビナート等保安規則第五条第一項第十号に規定する高圧ガス設備(貯槽を除く。以下この号において同じ。)が設置されている区画であつて、その区画内に設置されている高圧ガス設備の水平投影面の外縁(建屋内に高圧ガス設備を有する建屋にあつては、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第二号の規定により得られた当該建屋の水平投影面の外縁)の外接線をすべての内角が百八十度を超えることのないように結んだ多角形で囲まれたものとする。

三 前号の通路の幅員は、次に掲げる基準により測定するものとする。

イ 縁石、側溝等により明確に通路が区画されている場合は、当該縁石、側溝等を基点として幅員を測定すること。

ロ 通路の境界が明確でない場合は、当該通路に接する保安分区内の高圧ガス設備の水平投影面の外縁に一メートルの幅を加えた線を通路と保安分区との境界とみなして測定すること。

(定置式製造設備において経済産業大臣が認める措置)

第一条の十三 特定不活性ガスを製造する設備(以下本条において「製造設備」という。)において、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三号の規定にかかわらず、同項柱書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置又はコンビナート等保安規則第五条第一項第十四号ただし書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 製造設備には、漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講ずるとともに、特定不活性ガスを製造するときは、を十分に換

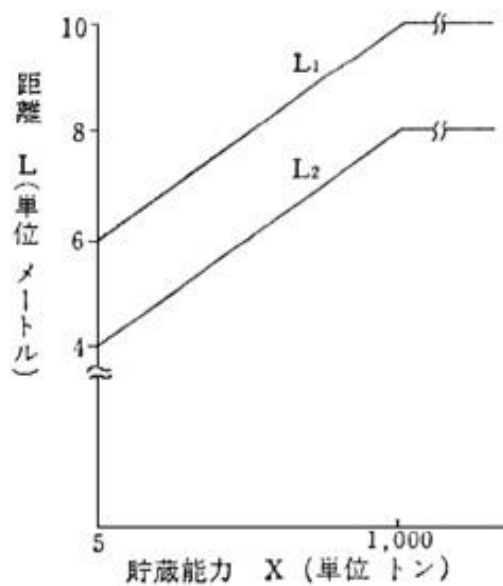
気すること。

二 製造設備から漏えいしたガスの濃度が爆発限界の下限の二十五パーセント以上となる可能性がある区域内（当該製造設備内を除く。）では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

三 製造設備からのガスの漏えいを検知し、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の十二・五パーセント以上に達した場合に警報するための設備を設けること。また、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の二十五パーセント以上に達した場合に当該製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。ただし、当該製造設備の運転を自動的に停止することより当該製造設備が危険な状態になるおそれがある場合にあつては、適切な方法で停止するための措置を講ずること。

（防液堤の周辺における設備等の設置制限）

第二条 一般高圧ガス保安規則第六条第一項第八号及びコンビナート等保安規則第五条第一項第三十六号の経済産業大臣が定める距離は、次の図における貯槽の貯蔵能力（単位 トン）に対応する距離（単位 メートル）であつて、毒性ガスのうち可燃性ガスのものにあつては L_1 、その他のものにあつては L_2 とする。



備考

- 1 Xは、貯蔵能力（単位 トン）を表すものとする。
- 2 L_1 及び L_2 とXとの関係は、それぞれ次の表のとおりとする。

L	X	
	$5 \leq X < 1,000$	$1,000 \leq X$
L_1	$\frac{4}{995}(X - 5) + 6$	10
L_2	$\frac{4}{995}(X - 5) + 4$	8

2 液化石油ガス保安規則第六条第一項第十一号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第八号及びコンビナート等保安規則第五条第一項第三十六号の経済産業大臣が定める設備又は施設は、防液堤の内側に設置する場合にあつては第一号、防液堤の外側に設置する場合にあつては第二号に掲げるものとする。

一 当該貯槽に係る送液設備（低温貯槽に係るものに限る。）、不活性ガス及び空気の貯槽、水噴霧・散水装置（貯槽の外側から防液堤まで二十メートルを超える場合にあつては、防液堤の外側から操作することができる消火設備を含む。）、ガス漏えい検知警報設備（検知部に限る。）、除害設備（漏えいしたガスを吸引する部分に限る。）、照明設備、計装設備、排水設備、配管及びそ

の架台並びにこれらに附属する施設及び設備その他の保安上支障のない施設及び設備

二

イ 当該貯槽に係る送液設備、不活性ガス及び空気の貯槽、冷凍設備、熱交換器、気化器、ガス漏えい検知警報設備、除害設備、照明設備、建屋（漏えいしたガスの拡散を防止するために設置されたものに限る。）、計装設備、配管及びその架台並びにこれらに附属する施設及び設備

ロ 導管又は配管（膨張継手以外の部分が地盤面から四メートル以上の高さを有しているものに限る。）及びその架台、防火設備、通路（当該事業所に設置されているものに限る。）並びに地盤面下に埋設してある施設（地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じてあるものに限る。）

ハ 空気液化分離装置（酸素の貯槽に係るものであつて、昭和五十年七月三十一日現在高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第五条又は第十四条第一項の許可を受けて設置されているものに限る。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、保安上支障のない施設及び設備

（特殊反応設備）

第三条 コンビナート等保安規則第五条第一項第二十五号の経済産業大臣が定める高圧ガス設備は、アンモニア二次改質炉、エチレン製造施設のアセチレン水添塔、酸化エチレン製造施設のエチレンと酸素又は空気との反応器、シクロヘキサン製造施設のベンゼン水添反応器、石油精製における重油直接水添脱硫反応器及び水素化分解反応器、低密度ポリエチレン重合器（常用の圧力が十五メガパスカル以下であるものを除く。）並びにメタノール合成反応塔とする。

（耐圧試験等を受ける必要のない高圧ガス設備）

第四条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第十七号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十一号及びコンビナート等保安規則第五条第一項第十七号の経済産業大臣が定める高圧ガス設備は、二重殻構造の貯槽、非自己支持型の平底円筒形貯槽（以下「メンブレン式貯槽」という。）、コールド・エバポレータ及び液化石油ガス岩盤貯槽とする。

（気密試験等を受ける必要のない高圧ガス設備）

第五条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第十八号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十二号及びコンビナート等保安規則第五条第一項第十八号の経済産業大臣が定める高圧ガス設備は、二重殻構造の貯槽、メンブレン式貯槽及びコールド・エバポレータとする。

（温度計の設置等）

第六条 一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十八号及びコンビナート等保安規則第五条第一項第二十号に規定する温度計は、次に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

一 温度計は、温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、熱交換及び加熱のための設備に設けること。

二 温度計は、前号に掲げる設備のうち常用の温度を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分ごとに設けること。

三 温度計は、一年ごとに計量法（平成四年法律第五十一号）第四百四十四条第一項の登録事業者が同法第三百四十四条第二項の特定

標準器による校正等をされた計量器を用いて同法第百四条第二項の規定により基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）で定められた温度基準器の種類に対応する期間内に校正を行った温度計であって当該温度計と同じ種類の温度基準器と同じ若しくはより高い精度のもの又は同法第七十二条の規定に基づく検定証印を付されている温度計であって検定に合格した後一年以内にあるもの（比較を行おうとする温度計の比較のための適当な種類のものに限る。）と比較した場合における計量値の誤差が当該温度計の一目量（一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする装置を有する温度計の場合にあつては通常用いられる測定範囲の最大値と最小値の差の千分の五）以内であること。ただし、温度計の種類に応じ適切な検定方法により検定し、その精度が適切であると経済産業大臣が認めたものについては、この限りでない。

（圧力計の設置等）

第七条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十一号及び第五十三条第一項第十一号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十九号、第七条の三第二項第十号及び第五十五条第一項第十三号並びにコンビナート等保安規則第五条第一項第二十一号及び第七条の三第二項第十号に規定する圧力計は、次に掲げる基準に従つて設けなければならないものとする。

- 一 圧力計は、すべての高圧ガス設備又は貯蔵設備等（以下この条及び次条において「高圧ガス設備等」という。）に設けること。
- 二 圧力計は、前号に掲げる高圧ガス設備等のうち常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分ごとに設けること。
- 三 圧力計は、一年ごとに計量法第百四十四条第一項の登録事業者が同法第百三十五条第一項の特定標準器による校正等をされた計量器を用いて同法第百四条第二項の規定により定められた圧力基準器に対応する期間内に校正を行った圧力計であつて当該圧力計と同じ種類の圧力基準器と同じ若しくはより高い精度のもの又は同法第七十二条の規定に基づく検定証印を付されている圧力計であつて検定に合格した後一年以内にあるもの（比較を行おうとする圧力計の比較のための適当な種類のものに限る。）と比較した場合における計量値の誤差が当該圧力計の目量の二分の一（一定間隔をもつて断続的に指示又は記録をする装置を有する圧力計の場合にあつては通常用いられる測定範囲の最大値の千分の五）以内であること。ただし、毎年定期に同法第十六条第一項第二号イの検定を受けてこれに合格したものについては、この限りでない。

（安全装置の設置等）

第七条の二 液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十一号及び第五十三条第一項第十一号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十九号、第七条の三第二項第十号及び第五十五条第一項第十三号並びにコンビナート等保安規則第五条第一項第二十一号及び第七条の三第二項第十号に規定する安全装置は、前条第一号に掲げる高圧ガス設備等のうち常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分ごとに設けなければならないものとする。

第八条 削除

（保安電力を保有する等の措置を講じなければならない製造施設

等）

第九条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十二号（第七条第一項、第八条第一項第一号、第十二条第一号及び第十三条第一項第一号で準用する場合を含む。）、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二十七号（第六条の二第一項第一号及び第二項第一号、第七条第一項第一号及び第二項第一号、第七条の二第一項第一号、第七条の三第一項第一号及び第二項第一号、第七条の四第一項第一号及び第二項第一号、第八条の二第二項第二号イ、第十一条第一号、第十二条の二第一項第一号及び第二項第一号並びに第十二条の三第二項第三号イで準用する場合を含む。）及び第五十五条第一項第二十号並びにコンビナート等保安規則第五条第一項第五十号（第五条の二第一項第一号及び第二項第一号、第六条第一項第一号、第七条第一項第一号及び第二項第一号、第七条の二第一項第一号並びに第七条の三第一項第一号及び第二項第一号で準用する場合を含む。）の経済産業大臣が定める製造施設の保安の確保に必要な設備は、次の各号に掲げるもの（第一号から第十九号までにあつては、当該各号に掲げる規定により設けられたものをいう。）とする。

- 一 防火上及び消火上有効な措置に係る設備 液化石油ガス保安規則第六条第一項第三号ハ若しくは第八号ただし書又は一般高圧ガス保安規則第六条第一項第五号ただし書
- 二 液化ガスが漏えいしたときに遮断する措置に係る設備 液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十六号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二十五号若しくは第五十五条第一項第十八号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第四十四号
- 三 耐熱又は冷却上有効な措置、容器が破裂することを防止するための措置及び温度の上昇を防止するための措置に係る設備 液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十八号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二十八号若しくは第三十二号、第七条の三第二項第十五号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第三十一号、第三十二号、第五十八号若しくは第七条の三第二項第十五号
- 四 ガス漏えい検知警報設備 液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十九号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三十一号、第七条の三第一項第七号若しくは第五十五条第一項第二十六号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第五十三号若しくは第七条の三第一項第七号
- 五 防消火設備 液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十一号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三十九号若しくは第五十五条第一項第二十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第五十四号
- 六 通報のための措置に係る設備 液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十三号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第四十号、第七条の三第二項第三十二号若しくは第五十五条第一項第二十八号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第六十三号若しくは第七条の三第二項第三十二号
- 七 除害のための措置に係る設備 一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三十七号若しくは第五十五条第一項第二十一号若しくは第二十二号（第六十条第二項で準用する場合を含む。）又はコンビナート等保安規則第五条第一項第四十六号

八 過充填防止装置 一般高圧ガス保安規則第七条第一項第五号、
第七条の三第一項第十一号若しくは同条第二項第二十八号又は
コンビナート等保安規則第七条第一項第五号、第七条の三第一項
第十一号若しくは同条第二項第二十八号

九 緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置に係る設備
一般高圧ガス保安規則第七条の三第一項第三号若しくは同条第
二項第五号又はコンビナート等保安規則第七条の三第一項第三
号若しくは同条第二項第五号

十 圧力リリーフ弁 一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第
十号、第十号の二若しくは第三十三号ハ又はコンビナート等保安
規則第七条の三第二項第十号、第十号の二若しくは第三十三号ハ

十一 ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の
運転を停止するための装置 一般高圧ガス保安規則第七条の三
第二項第十六号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項
第十六号

十二 施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警
報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置 一般
高圧ガス保安規則第七条の三第二項第十七号又はコンビナート
等保安規則第七条の三第二項第十七号

十三 ディスペンサーの周囲の火災を検知し、警報し、かつ、製造
設備の運転を自動的に停止するための装置 一般高圧ガス保安
規則第七条の三第二項第十八号又はコンビナート等保安規則第
七条の三第二項第十八号

十四 蓄圧器からの火災を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設
備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止するための装置
一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第十九号又はコンビナ
ート等保安規則第七条の三第二項第十九号

十五 蓄圧器の輻射熱等による温度の上昇を検知し、警報し、かつ、
自動的に製造設備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止
するための装置 一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第二
十号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第二十号

十六 蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための適切な措置に
係る設備 一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第三十五号
又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第三十五号

十七 監視所において圧縮水素スタンド内の監視を行うために必
要な設備 一般高圧ガス保安規則第七条の四第一項第二号イか
らへまで又は同条第二項第二号

十八 水封機能を維持するための措置に係る設備 コンビナート
等保安規則第五条第一項第六十四号の二ロ

十九 金属管から液化石油ガスが漏えいしたときに遮断する措置
に係る設備 コンビナート等保安規則第五条第一項第六十四号
の二ニ

二十 製造設備の保安上必要な冷却水ポンプ

二十一 非常照明設備

2 コンビナート等保安規則第十条第三十八号の経済産業大臣が定
める設備は、次の各号に掲げるもの（第一号から第三号までにあつ
ては、当該各号に掲げる規定により設けられたものをいう。）とす
る。

一 運転状態を監視する装置 コンビナート等保安規則第十条第

二十六号

二 安全制御装置 コンビナート等保安規則第十条第二十八号

三 ガス漏えい検知警報設備 コンビナート等保安規則第十条第
二十九号

四 除害設備

五 通報設備

六 非常照明設備
(貯槽の沈下状況の測定等)

第十条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第十六号、第十九条第一
号ホ若しくは第五十三条第一項第十五号、一般高圧ガス保安規則第
六条第一項第十六号、第十八条第一号ホ若しくは第五十五条第三十
号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第六十四号の規定に
基づく貯槽の沈下状況の測定は、一年に一回行うものとする。ただ
し、次の各号のいずれにも該当する貯槽にあつては、三年に一回と
することができる。（沈下状況の測定を行わない期間においては、
一年に一回以上目視による検査を行うものとする。）

一 設置後五年以上経過したものであること。

二 過去三年の測定の結果が、いずれも次の式を満足するものであ
ること。

$$\frac{h}{L} \leq 0.005$$

この式において、h及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。

h 貯槽の沈下による傾斜の勾配が最大となる基礎面又は底板
上の二点間（以下「二点間」という。）のレベル差（単位 ミ
リメートル）

L 二点間の水平距離（単位 ミリメートル）
(ガス漏えい検知警報設備の設置を要する毒性ガス)

第十条の二 一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三十一号並びに
コンビナート等保安規則第五条第一項第五十三号及び第十条第二
十九号の経済産業大臣が定める毒性ガスは、アクリロニトリル、亜
硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、酸化エチレ
ン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、二硫化炭素、ベンゼン、
ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン及び硫化水素とする。
(噴射剤を可燃性ガス以外のガスとする必要のない人体用エアゾ
ール)

第十一条 一般高圧ガス保安規則第六条第二項第七号ロ及びコンビ
ナート等保安規則第五条第二項第四号ロの経済産業大臣が定める
エアゾールは、次の各号に掲げるものとする。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す
る法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の規定により
厚生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す
る法律第二条第三項に定める化粧品のうち、水が全質量の四十パ
ーセント以上で、かつ、噴射剤が全質量の十パーセント以下であ
つて、内容物をあわ状又はねり状に噴出するもの
(人体用エアゾールの噴射剤として使用することができる可燃性
ガス)

第十一条の二 一般高圧ガス保安規則第六条第二項第七号ロ及びコ
ンビナート等保安規則第五条第二項第四号ロの経済産業大臣が定

める可燃性ガスは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 液化石油ガス及び液化石油ガスと可燃性ガス以外のガスの混合物
- 二 ジメチルエーテル及びジメチルエーテルと可燃性ガス以外のガスの混合物
- 三 フルオロカーボン百五十二 a 及びフルオロカーボン百五十二 a と可燃性ガス以外のガスの混合物
- 四 前三号に掲げるガス相互の混合物

第十一条の三 削除

(機器の冷媒設備に係る容器)

第十一条の四 冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)

第六十四条第一号の経済産業大臣が定める容器は、次に掲げるものとする。

- 一 円筒形(内径百六十ミリメートルを超えるものに限る。)
- 二 プレート形(内容積十五リットルを超えるものに限る。)

(二階建の容器置場の構造)

第十一条の五 液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十五号トの

経済産業大臣が定める構造は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 容器置場の一階の天井の高さは、その床面から三・三メートル以上とし、次号及び第三号ただし書規定により壁を設置する場合にあつては、通風及び換気を考慮した天井の高さとすること。
- 二 容器置場の一階は、壁等を設けない開放型の構造とすること。ただし、液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十五号ニ及び同条第二項第七号ハただし書の障壁は、容器置場の五十パーセント以内に限り、容器置場の建屋又は直近に設けることができる。
- 三 容器置場の二階は、容器の転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止するため、高さ一・二メートルの壁を設けることとし、当該壁には、二階の床面積一平方メートルにつき三百平方センチメートルとして計算した面積以上の開口部を通風及び換気を考慮して複数で床面に接して設けること。ただし、高さ一・二メートル以上の液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十五号ニ及び同条第二項第七号ハただし書の障壁は、容器置場の外周延長の五十パーセント以内に限り、容器置場の建屋又は直近に設けることができる。
- 四 容器置場の二階の床は、不燃性又は難燃性の材料を使用したものとし、当該床には、容器の転落を防止する構造を施した開口部を通風及び換気を考慮して設けることとし、かつ、当該開口部の面積(転落を防止する構造に係る部材の面積を除く。)は、その床面積の二十五パーセント以上としなければならない。
- 五 前号に規定する開口部及び当該開口部の外縁から五センチメートル以内の範囲には、容器を置かないこととし、かつ、床面のうち容器を置く部分については、見やすいようにペイント等を用いて明示し、当該容器の転倒を防止するための必要な措置を開口部側に講ずること。
- 六 容器置場の一階と二階を結ぶ通路は、二以上設置すること。

第十一条の六 一般高圧ガス保安規則第六条第一項第四十二号リ及

びコンビナート等保安規則第五条第一項第六十五号ヌの経済産業大臣が定める構造は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 圧縮水素のみを貯蔵する二階建の容器置場にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

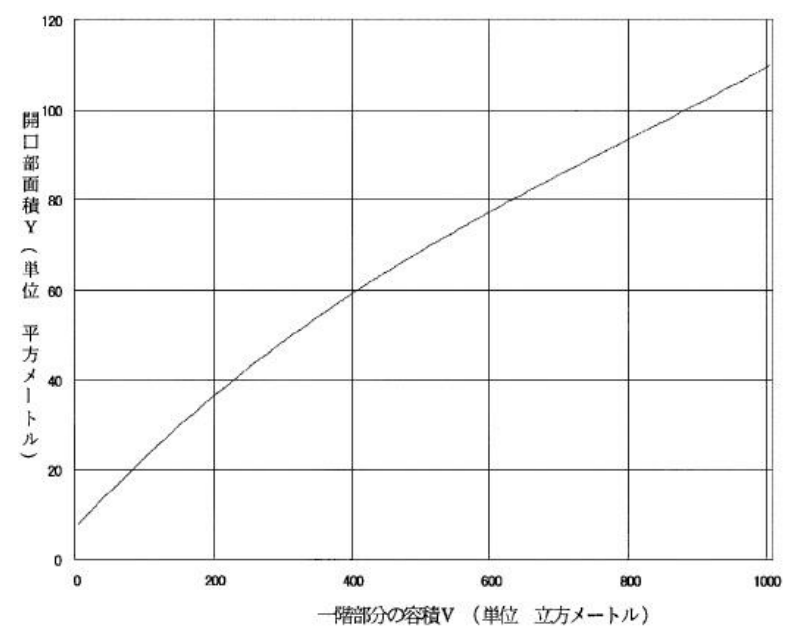
イ 容器置場の一階の天井の高さは、貯蔵する容器の安全弁の吹出し口から一メートル以上とし、ロ及びハの規定により壁(一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三十号及び第四十二号ニ並びにコンビナート等保安規則第五条第一項第六十号及び第六十五号ホの障壁を含む。以下この条において同じ。)を設置する場合は、通風及び換気を考慮した天井の高さとすること。ただし、二以上の容器であつて一体として枠組み又は車両に固定されたもののみにより貯蔵する場合にあつては、安全弁(一般高圧ガス保安規則第四十九条第一項第二号に規定する集結容器にあつては、緊急脱圧弁を含む。)の放出管の開口部の位置が容器置場外であり、かつ、周囲に火気又は引火性若しくは発火性の物がない場合は、この限りでない。

ロ 容器置場の一階に壁を設ける場合は、当該壁の天井部付近及び床面に接する位置に、床面積一平方メートルにつき三百平方センチメートルとして計算した面積以上の開口部を通風及び換気を考慮してそれぞれに設けること。

ハ 容器置場の二階は、容器の転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止するため、高さ一・五メートル以上の壁を設けることとし、当該壁には、開口部を通風及び換気を考慮して複数で天井部付近に設けることとし、かつ、当該開口部の面積は、二階の床面積の二十五パーセント以上としなければならない。

ニ 容器置場の二階の床は、不燃性又は難燃性の材料を使用したものとし、当該床には、容器の転落を防止する構造を施した開口部を通風及び換気を考慮して設けることとし、かつ、当該開口部の面積(転落を防止する構造に係る部材の面積を除く。)は、その床面積の二十五パーセント以上としなければならない。

ホ ロ及びニに規定する開口部の面積の和は、当該容器置場の一階部分の容積に対して次の図に示す面積以上とすること。



備考 開口部面積Y(単位 平方メートル)と一階部分の容積V(単位 立方メートル)の関係は次の式のとおりとする。

$$Y = 7.72 + 0.166V - 1.089 \times 10^{-4}V^2 + 4.513 \times 10^{-8}V^3$$

ヘ ニに規定する開口部及び当該開口部の外縁から五センチメートル以内の範囲には、容器を置かないこととし、かつ、床面のうち容器を置く部分については、見やすいようにペイント等を用いて明示し、当該容器の転倒を防止するための必要な措置

を講ずること。

ト 容器置場の一階と二階を結ぶ通路は、二以上設置すること。

二 酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 容器置場の一階に壁を設ける場合は、当該壁の天井部付近及び床面に接する位置に、床面積一平方メートルにつき三百平方センチメートルとして計算した面積以上の開口部を通風及び換気を考慮してそれぞれに設けること。

ロ 容器置場の二階は、容器の転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止するため、高さ一・五メートル以上の壁を設けることとし、当該壁には、二階の床面積一平方メートルにつき三百平方センチメートルとして計算した面積以上の開口部を通風及び換気を考慮して複数で床面に接して設けること。

ハ 容器置場の一階と二階を結ぶ通路は、二以上設置すること。
(導管の設置を制限する場所)

第十二条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十六号イ、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第四十三号イ及びコンビナート等保安規則第九条第一号の経済産業大臣が定める場所は、次の各号に掲げる場所とする。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条に規定する市町村地域防災計画において定められている震災時のための避難空地

二 鉄道及び道路のずい道内

三 高速自動車国道及び自動車専用道路の車道、路肩及び中央帯並びに狭い道路

四 河川区域及び水路敷

五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

六 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域及び同法第四条第一項の規定により指定されたばた山崩かい防止区域

七 海岸法（昭和三十一年法律第一号）第二条に規定する海岸保全施設及びその敷地

2 前項の規定にかかわらず、前項第三号から第七号までに掲げる場所については、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合であつて、かつ、保安上適切な措置を講ずる場合は、導管を当該場所に設置することができる。

3 導管を第一項第三号若しくは第四号に掲げる場所に横断して設置する場合又は第七号に掲げる場所に架空横断して設置する場合は、同項の規定は適用しない。

(重要な水路)

第十二条の二 コンビナート等保安規則第八条第三項第三号の経済産業大臣が定める重要な水路は、同条第二項に規定する河川以外の公共の水流及び水面であつて、導管が設置される地点からの流域面積が二平方キロメートル以上のものとする。

第十二条の三 削除

(地盤面下埋設の場合における工作物に対する水平距離等)

第十二条の四 コンビナート等保安規則第十条第十号イ（同条第十二号（同条第十七号において準用する場合を含む。）及び第二十一号において準用する場合を含む。）の経済産業大臣が定める工作物は次の表の上欄に掲げる高圧ガスの種類に応じ同表の中欄に掲げる工作物とし、同号の経済産業大臣が定める水平距離は同表の上欄に掲げる高圧ガスの種類に応じ同表の下欄に掲げる距離以上の距離とする。ただし、第一号及び第二号に掲げる工作物にあつては、保安上適切な漏えい拡散防止措置を講ずる場合は、当該各号に掲げる水平距離を短縮することができる。

高圧ガスの種類	工作物	水平距離
毒性ガス	一 建築物（地下街内の建築物を除く。） 二 地下街及びずい道 三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設であつて毒性ガスが混入するおそれのあるもの	一・五メートル 十メートル 三百メートル
毒性ガス以外の高圧ガス	一 建築物（地下街内の建築物を除く。） 二 地下街及びずい道	一・五メートル 十メートル

第十二条の五及び第十二条の六 削除

(地盤面上設置の場合における施設に対する水平距離等)

第十二条の七 コンビナート等保安規則第十条第十四号イ（同条第二十一号において準用する場合を含む。）の経済産業大臣が定める施設は、次の表の上欄に掲げる施設とし、同号の経済産業大臣が定める水平距離は、同表の上欄に掲げる施設の種類に応じ、可燃性ガスの導管にあつては同表の中欄に掲げる距離以上の距離、毒性ガスの導管にあつては同表の下欄に掲げる距離以上の距離とする。

施設	可燃性ガス	毒性ガス
一 鉄道（専ら貨物の輸送の用に供するものを除く。）	二十五メートル	四十メートル
二 道路（コンビナート等保安規則第八条第一項第一号、第二号及び第四号に規定する道路のうち、工業専用地域内にある道路及び第十二号に掲げる避難道路を除いたものをいう。）	二十五メートル	四十メートル
三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園	四十五メートル	七十二メートル
四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの	四十五メートル	七十二メートル
五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院	四十五メートル	七十二メートル
六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項第二号に規定する公共空地（同法第四条第六項に規定する都市計画施設に限る。）又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園（第十二号に掲げる避難空地及び工業専用地域内にある都市公園を除く。）	四十五メートル	七十二メートル
七 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であつて三百人以上の人員を収容することができるもの	四十五メートル	七十二メートル
八 百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館その他不特定多数の者を収容することを目的とする建築物（仮設建築物を除く。）であつて、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上のもの	四十五メートル	七十二メートル
九 一日に平均二万人以上の者が乗降する駅の母屋及びプラットホーム	四十五メートル	七十二メートル
十 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項、第七十八条第一項、第九十条第一項若しくは第八十二条第二項の規定により、それぞれ重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定により、重要美術品として認定された建造物	六十五メートル	百メートル
十一 水道法第三条第八項に規定する水道施設であつて高圧ガスの混入のおそれのあるもの	三百メートル	三百メートル
十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条に規定する市町村地域防災計画において定められている震災時のための避難空地又は避難道路	三百メートル	三百メートル
十三 住宅（前各号に掲げるもの又は仮設建築物を除く。）又は前各号に掲げる施設に類する施設であつて多数の者が出入りし、若しくは勤務しているもの	二十五メートル	四十メートル

2 常用の圧力が一メガパスカル未満である導管に係るコンビナート等保安規則第十条第十四号イ（同条第二十一号において準用する場合を含む。）の経済産業大臣が定める水平距離は、前項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる施設の種類に応じ、可燃性ガスの導管にあつては同表の中欄に掲げる距離から、毒性ガスの導管

にあつては同表の下欄に掲げる距離からそれぞれ十五メートルを減じて得た距離とする。

（地盤面上設置の場合における導管に係る空地）

第十二条の八 コンビナート等保安規則第十条第十四号ロの経済産業大臣が定める空地は、不活性ガス以外のガスの導管の外側から次

の表の上欄に掲げる常用の圧力の区分に応じ、同表の下欄に掲げる幅（工業専用地域に設置する導管にあつては、その三分の一）以上の空地とする。

常用の圧力	空地の幅
〇・二メガパスカル未満	五メートル
〇・二メガパスカル以上 一メガパスカル未満	九メートル
一メガパスカル以上	十五メートル

第十二条の九 削除

（二重管とする必要のある導管）

第十二条の十 コンビナート等保安規則第十条第二十四号後段の経済産業大臣が定める導管を二重管としなければならない箇所は、高圧ガスが通る部分であつて、高圧ガスの種類に応じて、周囲の状況が次の表に掲げる場合とする。

ガスの種類	周囲の状況	
	地盤面上（河川上又は水路上を含む。）設置	地盤面下設置
塩素 ホスゲン ふつ素 アクロレイン	コンビナート等保安規則第十条第十四号イに定める水平距離の二・〇倍（五〇〇メートルを超える場合は五〇〇メートルとする。）未満の距離に導管を設置する区間	コンビナート等保安規則第十条第十号イに定める水平距離未満の距離に導管を設置する区間
亜硫酸ガス シアン化水素 硫化水素	コンビナート等保安規則第十条第十号イに定める水平距離の一・五倍未満の距離に導管を設置する区間	

（緊急遮断装置等の設置）

第十二条の十一 コンビナート等保安規則第十条第三十号の規定による緊急遮断装置又はこれと同等以上の効果のある装置（以下単に「緊急遮断装置等」という。）の設置は、次の表の上欄に掲げる導管の設置場所、同表の中欄に掲げる導管の長さの区分に応じ同表の下欄に掲げる緊急遮断装置等の設置基準に従つて行うものとする。

導管の設置場所	導管の長さ	緊急遮断装置等の設置基準
一 コンビナート等保安規則第八条第五項第三号に規定する市街地 二 一級河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川を除く。）、河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事の対象となる河川、下流近傍に利水の重要な取水施設のある河川又は計画河幅が五十メートル以上の河川であつて高圧ガスの混入するおそれのある河川を横断して導管を設置する場合 三 海峡、湖沼等を横断して導管を設置する場合 四 鉄道又は道路の切り通し部を横断して導管を設置する場合	五百メートル超	一 当該導管に係る高圧ガスの受け入れ事業所及び送り出し事業所の適切な箇所に緊急遮断装置等を設けること。 二 昭和五十年八月一日以後法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けて設置される導管（軽微な変更の工事に係るものを除く。）については、その延長が〇・五キロメートルを基準として四キロメートル増すごとに当該約四キロメートルの区間内に緊急遮断装置等を設けること。
五 前各号に掲げる地域以外の地域（コンビナート等保安規則第八条第五項第三号に規定する地域を除く。）に導管を設置する場合	四千メートル超	一 当該導管に係る高圧ガスの受け入れ事業所及び送り出し事業所の適切な箇所に緊急遮断装置等を設けること。 二 昭和五十年八月一日以後法第五条第一項又は法第十四条第一項の許可を受けて設置される導管（軽微な変更の工事に係るものを除く。）については、約四キロメートルの区間ごとに緊急遮断装置等を設けること。
備考 この表の上欄第四号の規定は、その大気圧における比重が空気の比重よりも小さい高圧ガスについては、適用しないものとする。		

第十二条の十二及び第十二条の十三 削除

(完成検査を要しない変更の工事に係る処理能力等の変更の範囲)

第十二条の十四 液化石油ガス保安規則第三十四条第一号、一般高压ガス保安規則第三十三条第一号及びコンビナート等保安規則第十七条第一号の経済産業大臣が定める範囲は、変更前の当該製造設備の処理能力の二十パーセント以内の範囲とする。

2 液化石油ガス保安規則第三十四条第三号及び一般高压ガス保安規則第三十三条第三号の経済産業大臣が定める範囲は、変更前の当該貯蔵設備の貯蔵能力の二十パーセント以内の範囲とする。

3 冷凍保安規則第二十三条の経済産業大臣が定める範囲は、変更前の当該製造設備の冷凍能力の二十パーセント以内の範囲とする。

(保安係員を併任することができる製造施設)

第十二条の十五 一般高压ガス保安規則第六十六条第七項及びコンビナート等保安規則第二十五条第七項の経済産業大臣が定める製造設備は、第十三条第一項第三号及び第四号で定める製造施設とする。

(輸入高压ガスに関する内容物確認試験等の基準)

第十二条の十六 液化石油ガス保安規則第四十五条の三、一般高压ガス保安規則第四十五条の三及び冷凍保安規則第三十一条の三の経済産業大臣が定める高压ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験は、次に掲げるものとする。

一 高压ガスに関する内容物確認試験

イ 高压ガスは、次に掲げるガスでないことを確認すること。

(イ) 可燃性ガス(アセチレン、エチレン及び水素を除く。以下この号において同じ。)中の酸素の容量が全容量の四パーセント以上のもの

(ロ) 酸素中の可燃性ガスの容量が全容量の四パーセント以上のもの

(ハ) アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の二パーセント以上のもの

(ニ) 酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の二パーセント以上のもの

ロ 内容物が輸入高压ガス検査申請書に記載された内容と同一であることを確認すること。

ハ 圧縮ガス(アセチレンを除く。)にあつてはそのガスの圧力が充填された容器の刻印等において示された耐圧試験圧力の五分の三(再充填禁止容器にあつては、五分の四)以下の圧力であり、液化ガスにあつてはその質量が容器保安規則第二十二條の規定により計算した質量以下のものであることを確認すること。

ニ 可燃性ガス及び毒性ガスにあつては、再充填禁止容器に充填されていないことを確認すること。

ホ アセチレンにあつては、アセトン又はジメチルホルムアミドを浸潤させた多孔質物を詰めてある容器に充填され、かつ、温度十五度においてその圧力が一・五メガパスカル以下のものであることを確認すること。

ヘ シアン化水素にあつては、純度九十八パーセント以上のものに、安定剤を添加したものであることを確認すること。

ト 酸化エチレンにあつては、その充填された容器に、温度四十

五度において当該容器の内部のガスの圧力が〇・四メガパスカル以上になるよう窒素ガス又は炭酸ガスが充填されていることを確認すること。

チ エアゾールにあつては、次に掲げる基準に適合することを確認すること。

(イ) エアゾール(殺虫剤の用に供するものを除く。)には、毒性ガスが使用されていないこと。

(ロ) 人体に使用するエアゾール(第十一条に掲げるものを除く。)の噴射剤である高压ガスは、可燃性ガス(第十一条の二に掲げるものを除く。)でないこと。

(ハ) 次に掲げる基準に適合する容器に充填されていること。

① 内容積が百立方センチメートルを超える容器は、その材料に鋼又は軽金属を使用したものであること。

② 金属製の容器にあつては内容物による腐食を防止するための措置を講じたものであり、ガラス製の容器にあつては合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものであること。

③ 温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力で変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍の圧力で破裂しないものであること。ただし、圧力一・三メガパスカルで変形せず、かつ、圧力一・五メガパスカルで破裂しないものにあつては、この限りでない。

④ エアゾール又はその他の用途に使用されたことのないものであること。

⑤ 使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤である高压ガスを当該容器から容易に排出することができる構造のものであること。

⑥ 温水試験槽でエアゾールの温度を四十八度にしたときに、当該エアゾールが漏えいしないものであること。

⑦ 容器の外面には、エアゾールを製造した者の名称又は記号、製造番号及び取扱い時に注意すべき事項(使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに注意すべき事項を含む。)が明示されていること。

(ニ) 温度三十五度において容器の内圧が〇・八メガパスカル以下であり、かつ、エアゾールの容量が容器の内容積の九十パーセント以下であること。

二 容器に関する安全度試験

法第四十四条第四項の容器検査における容器の規格又はこれと同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることを確認すること。

(経済産業大臣が定めるガス)

第十二条の十七 一般高压ガス保安規則第四十六条第二項第一号イの経済産業大臣が定めるものは、前条第一号イに適合する高压ガスであつて毒性ガス以外のものとする。

(保安検査を受ける必要のない製造施設)

第十三条 一般高压ガス保安規則第七十九条第一項及びコンビナート等保安規則第三十四条第一項の経済産業大臣が定める製造施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ガス設備以外の製造施設（ガス設備（可燃性ガス及び毒性ガスのものに限る。）を設置する施設及び容器置場を除く。）
 - 二 ガス設備のうち次に掲げるもの
 - イ 可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス設備（高圧ガス設備を除く。）
 - ロ 液化アルゴン、液化炭酸ガス又は液化窒素の気化器（超低温容器又は低温容器に接続されるものに限る。）
 - ハ 配管であつて当該高圧ガス等による化学作用によつて変化しない材料を使用したもの
 - 三 前二号の規定に関わらず、製造設備が圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。以下この条において同じ。）が一日百立方メートル（当該ガスが不活性ガス又は空気である場合にあつては、三百立方メートル）未満の製造施設であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。
 - 四 法第五十六条の七第二項の認定を受けた指定設備
- 2 液化石油ガス保安規則第七十七条第一項の経済産業大臣が定める製造施設は、次の第一号及び第二号のいずれにも適合するもの又は第三号に適合するものとする。
- 一 製造設備が圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日百立方メートル未満の製造施設であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。
 - 二 当該製造施設における製造設備の高圧ガス設備の外面から当該施設以外の可燃性ガスの製造施設の高圧ガス設備（可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し五メートル以上、酸素の製造施設の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。
 - 三 製造設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の充填設備であつて、同法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けているもの又は同項ただし書の規定に基づき届け出ているもの。

（保安検査の期間）

第十四条 液化石油ガス保安規則第七十七条第二項、一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項及びコンビナート等保安規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める施設は、次の表の上欄に掲げる製造施設（前条各号に掲げるものを除く。）とし、同項の経済産業大臣が定める期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

製造施設	期間
第一種製造者に係る事業所の製造施設のうち、次に掲げるもの	
イ 製造設備の冷却の用に供する可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを冷媒とする冷凍設備	三年
ロ 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（イに掲げるものを除く。）	二年
ハ 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素及び液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（ポンプ又は圧縮機が接続されたものを除く。）	三年
ニ 液化酸素の気化器（超低温容器に接続されたものに限る。）	二年
ホ 空気圧縮装置及び不活性ガス圧縮装置	二年
ヘ アクムレータ	二年
ト 日本工業規格B8210（1994）蒸気用及びガス用ばね安全弁（揚程式でリフトが弁座口の径の十五分の一未満のもの、呼び径が二十五未満のソフトシート形のもの及びチに掲げるものを除く。）	二年
チ 日本工業規格B8210（1994）全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁（呼び径が二十五未満のソフトシート形以外のものであつて法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設に係るものに限る。）	四年
リ 圧力計	二年
ヌ 温度計	二年
ル 空気液化分離装置	二年

（燃焼性の基準を満たすフルオロカーボン）

第十五条 一般高圧ガス保安規則第一百条第二号に規定する燃焼性の基準を満たすフルオロカーボンは、次のとおりとする。

一 フルオロオレフィン千二百三十四 y f

二 フルオロオレフィン千二百三十四 z e

（移設等に係る高圧ガス設備の完成検査における耐圧試験の特例）

第十六条 液化石油ガス保安規則別表第一第一項第十七号ただし書、一般高圧ガス保安規則別表第一第一項第十一号ただし書及びコンビナート等保安規則別表第三第一項第十八号ただし書のグラインダー加工等で措置できる軽微なものとは、次の表一上欄に掲げる欠陥の箇所及び同表中欄に掲げるグラインダー加工等による仕上がりの深さに応じ同表の下欄に掲げる点数に次の表二上欄に掲げる欠陥の長さ又は長径に応じ同表の下欄に掲げる点数を乗じて得た点数の和が六点以下である欠陥をいう。

表一

欠陥の箇所	グラインダー加工等による仕上がりの深さ	点数
管台及びマンホール部	深さにかかわらず	一
胴板及び鏡板	三ミリメートル又は板厚の三十パーセントに相当する深さのうちいずれか小さい値以下	一
	三ミリメートル又は板厚の三十パーセントに相当する深さのうちいずれか小さい値を超え四ミリメートル以下	二

表二

欠陥の長さ又は長径	点数
十ミリメートル以下	一
十ミリメートルを超え二十ミリメートル以下	二
二十ミリメートルを超え三十ミリメートル以下	三

第十七条 削除

第十八条 削除

附 則 (昭和五十七年九月二七日通商産業省告示第三七九号)

この告示は、昭和五十七年九月二十九日から施行する。

附 則 (昭和六一年一二月一三日通商産業省告示第四七三号)

この告示は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年八月二一日通商産業省告示第四一八号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年七月一九日通商産業省告示第二七〇号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している製造施設又は消費施設については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成四年五月一五日通商産業省告示第二二八号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年一二月二日通商産業省告示第五〇〇号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一二月一日通商産業省告示第五五五号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際現に平成四年法律第五十一号による改正前の計量法(昭和二十六年法律第二百七号。以下「旧計量法」という。)第九十九条の規定に基づく基準器検査証印が付されている温度基準器(電氣的に温度を測定するものにあつては、電気基準器)又は圧力基準器(電氣的に圧力を測定するものにあつては、電気基準器)は、同法第八十条に規定する基準器検査証印の有効期間内は、この告示による改正後の昭和五十年八月一日通商産業省告示第二百九十一号(製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する

技術基準の細目を定める告示。以下「新告示」という。)第六条第四号及び第七条第一項第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。この告示の施行の際現に旧計量法第九十一条の規定に基づく検定証印が付されている温度計又は圧力計であつて検定に合格した後一年以内にあるものについても、また同様とする。

3 平成十年十月三十一日までに計量法(平成四年法律第五十一号)第四百四条の規定に基づく基準器検査証印が付されている基準器は、同法第四百四条に規定する基準器検査証印の有効期間内は、新告示第六条第四号及び第七条第一項第四号の規定にかかわらず、これらの規定に係る比較に使用することができる。

附 則 (平成六年三月一〇日通商産業省告示第一一六号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二四日通商産業省告示第一三七号)

(施行期日)

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

改正文 (平成一〇年三月三〇日通商産業省告示第一五四号)

抄

平成十年四月一日から施行する。

改正文 (平成一一年九月三〇日通商産業省告示第五四七号)

抄

平成十一年十月一日から施行する。

改正文 (平成一一年一〇月六日通商産業省告示第五五七号)

抄

公布の日から施行する。

改正文 (平成一一年一〇月六日通商産業省告示第五五八号)

抄

公布の日から施行する。

改正文 (平成一二年三月三一日通商産業省告示第一七〇号)

抄

平成十二年四月一日から施行する。

改正文 (平成一二年六月三〇日通商産業省告示第四二五号)

抄

平成十二年七月一日から施行する。

改正文 (平成一二年一二月二六日通商産業省告示第八八八号)

抄

平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月一九日経済産業省告示第六七二号)

1 この告示は、平成十四年八月十九日から施行する。

2 この告示の施行前に製造された冷凍設備であつて、機器の冷媒設備に係る容器のうちプレート形を用いたものについては、改正後の製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第十一条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年一二月一三日経済産業省告示第四一四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二九日経済産業省告示第一〇七号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日経済産業省告示第八二号)

(施行期日)

1 この告示は、平成十七年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の第十七条及び第十八条の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附 則 (平成十九年三月二八日経済産業省告示第九一号)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の日から障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの告示による改正後の製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第十二条の七第一項の表第四号の規定の適用については、この規定中「若しくは同条第二十二項の福祉ホーム」とあるのは、「、同条第二十二項の福祉ホーム若しくは同法附則第四十一条第一項、附則第四十八条若しくは附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた附則第四十一条第一項の身体障害者更生援護施設、附則第四十八条の精神障害者社会復帰施設若しくは附則第五十八条第一項の知的障害者援護施設」とする。

改正文 (平成二三年八月二六日経済産業省告示第一八五号)

抄

公布の日から施行する。

改正文 (平成二四年一一月二六日経済産業省告示第二五八号)

抄

公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年三月二九日経済産業省告示第七二号)

この告示は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年三月一七日経済産業省告示第五〇号)

この告示は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

改正文 (平成二六年九月一七日経済産業省告示第一八八号)

抄

平成二十七年一月一日から施行する。

改正文 (平成二六年九月一七日経済産業省告示第一八九号)

抄

公布の日から施行する。

改正文 (平成二六年一一月二〇日経済産業省告示第二二六号)

抄

公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月二九日経済産業省告示第二一一号)

この告示は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年十月一日)から施行する。ただし、第一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分及び「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成

元年法律第六十四号)第二条第三項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第四項」に改める部分、第二条中「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第四項(第四号を除く。)」に改める部分、「母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第二十一条第一項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十九条第一項」に改める部分及び「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分並びに第四条中別表第一第四号の改正規定(「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第四項(第四号を除く。)」に改める部分、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分及び「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分に限る。)並びに別表第二第六号及び別表第三第四号の改正規定(「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律第二条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第四項(第四号を除く。)」に改める部分、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分及び「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二六日経済産業省告示第三二号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日経済産業省告示第一二〇号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一一月一日経済産業省告示第二六九号)

抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日経済産業省告示第四七号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年八月六日経済産業省告示第一六九号)

この告示は、令和二年八月七日から施行する。